

医政看発 0324第4号  
平成26年3月24日

各  
〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕  
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長



「新人看護職員研修ガイドラインの見直しに関する検討会報告書」の  
送付について（再送）

平素より看護行政の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて平成22年4月より、新たに業務に従事する看護職員の臨床研修が努力義務とされ、厚生労働省ではこれを推進するため平成21年12月に新人看護職員研修ガイドラインを作成しました。「新人看護職員研修に関する検討会報告書」（平成23年2月）において、新人看護職員研修ガイドラインは医療現場等の状況や看護基礎教育の見直し等の諸事情や研修成果を勘案して適宜見直すことが必要とされています。このため、平成25年11月より新人看護職員研修ガイドラインの見直しに関する検討会を開催し、新人看護職員研修ガイドラインの見直し及び新人看護職員研修の更なる推進に向けた課題の整理を行い、報告書としてとりまとめ、過日、貴職宛て送付したところですが、下記の通り訂正がありましたので再送いたします。

なお、「「新人看護職員研修ガイドラインの見直しに関する検討会報告書」の送付について」（平成26年2月24日付医政看発0221第6号看護課長通知）は日付の誤りがありましたので本通知をもちまして、廃止いたします。

引き続き、貴管内の医療機関等に対する本報告書の周知について、ご協力くださいますようお願い致します。

なお、本報告書及び新人看護職員研修ガイドライン（改訂版）は、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000037530.html>）に掲載されておりますことを申し添えます。

記

通知 発出日

（正）平成26年2月21日

（誤）平成26年2月24日

報告書 別紙1「新人看護職員研修ガイドライン到達目標の修正内容」（P3）

（正）【管理的側面についての到達目標】

到達の目安 I:できる II:指導の下でできる

（誤）【管理的側面についての到達目標】

到達の目安 I:できる II:指導の下でできる III:演習でできる IV:知識としてわかる

【照会先】 厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室 平尾  
電話：03-5253-1111（内線4174）  
E-mail:shinjin-nurse@mhlw.go.jp